

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

原告第96準備書面

－避難困難性の敷衍（福知山市原子力災害住民避難計画の問題点）－

2022年（令和4年）11月24日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、おおい町住民避難マニュアル（原子力災害）の問題点及び原告村上道子の避難困難性について述べる。

第1. 原告村上道子について

原告村上道子は、2021年8月に大阪府豊中市からおおい町名田庄久坂に転居したものであり、原告村上道子の自宅は、大飯原発からも高浜原発からもUPZ＝原発から30km圏内である。

第2. おおい町住民避難マニュアル（原子力災害）の問題点

1 放射性物質が放出された場合について（15から16頁）

1時間あたり、20マイクロシーベルト未満の場合、名田庄地区の住民には、屋内退避の指示が出され、「屋内退避」することになっている。20から500マイクロシーベルト未満の場合は、一時移転の指示が出されることになっている。

避難指示が出されるまで、UPZの住民は、幾ばくかの放射性物質を浴び続ける事になる。環境省の資料によれば日本の自然放射線量は年間2.1ミリシーベルト、1時間に換算すれば0.24マイクロシーベルトである（甲616号証）。500マイクロシーベルトは、その約2000倍である。同資料には、低線量でも人体に及ぼす影響はゼロではないとも記載されている。これでは、住民の健康は守られない。

2 屋内避難の指示が出たときについて（18頁）

「避難マニュアル」には、「屋内退避」の指示が出たら、放射性物質の侵入を防ぐため窓、扉、全ての開口部を閉鎖し、すべての空調設備、換気を停止すると記載されている。原告村上道子が住む名田庄は買物も不便なところである。時には小浜まで買い出しにいかないと生活ができない。原告村上道子と夫が外出時に事故が起きたら、同居している義母はどうなるだろうか。原告村上道子の義母は90歳で認知症である。5メートルも自力で歩く事はできない。転んだら、ひとりでは起き上がることもできない。原告村上道子の義母には、「窓、扉な

ど全ての開口部を閉鎖すること」はできない。避難マニュアルに掲載されている家族は、父、母、子ども2人という家族構成を前提にしているようですが、いったいどこの地域を想定しているのでしょうか。原告村上道子の周りには、このような家族構成の家族はほとんどいない。聚落によっては、昔ながらの機密性に優れているとは言えない木造建築の家屋もあり、そういう地域では、空調設備、換気を停止しても全く無意味である。

過酷事故は風のない日に発生するとは限らない。10メートルほどの風が吹いていたら数十分で放射性物質が名田庄に達してしまう。高齢者である村上道子の母一人だけでは、原告村上道子たちが帰宅するまでに家の中は放射性物質を含んだ外気が侵入することになる。

昨今は猛暑日や熱帯夜、大雪がふえている。真冬や真夏に空調設備無しでは暮らすことはできない。具体的に何時間空調設備無しで暮らすことになるのかについて、「避難マニュアル」は、一切記載していない。「避難マニュアル」は、おおい町の地域特性を全く踏まえていない非現実的なマニュアルである。

3 避難経路について（20頁から21頁）

「避難マニュアル」には、2種類の避難経路が記載されている（20頁から21頁）。20頁の避難経路は、162号線が避難経路になっていない。これは、162号線は、崖崩れが起きやすく、スクリーンのポイントの設定ができないからだと言える。避難マニュアルを前提にすると、原発事故が起きた際に、より危険な方向に移動することを強制されることになる。より危険な方向に移動することをさけるために、屋内退避を原則としているのである。

4 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布について（22頁）

放射性ヨウ素から甲状腺被曝を防ぐための「安定ヨウ素剤」は、UPZには事前配布されないことになっている。避難指示が出たら「里山交流センター」で安定ヨウ素剤を受け取ることになっている。

2022年10月から、一部事前配布されましたが、全戸配布ではない。

おおい町が令和元年5月に改訂した「原子力災害における住民避難計画」（35頁）によると、安定ヨウ素剤には副作用があり、服用量は年齢に応じた量とするなど、あらかじめ医師や相談窓口相談する事が適当であると書かれている。

しかし、事前配布もされておらず、安定ヨウ素剤そのものを知らない住民がいるので、避難指示が出てからで間に合わない。名田庄にいる町の職員は非常勤を含めて4人である。名田庄の人口約2300人に対応などできない。本庁のある本郷など旧おおい地域は原発により近く、人口も多く、もっと大変な状況になっているため、緊急時であっても応援どころではない。

今年8月の豪雨では、嶺北と嶺南をつなぐ道路や交通機関がすべて寸断された。緊急避難時に道路が寸断されていないという保障は無い。

「里山交流センター」は原告村上道子の家からはすぐ近くであるが、奥の地域に住んでいる住民たちが、大混雑の中、配布場所まで行くことは困難である。

職員や消防団は、放射性物質の汚染地域に居続け、全ての住民が避難したかどうかを確認しなければならないことになっているが、これでは、職員や消防団の健康は守られない。

5 スクリーニング（汚染検査）及び除染について（22頁）

「スクリーニング・テスト」を受けることになっているが、不十分のスクリーニングテストである。

6 避難先について（23頁から26頁）

名田庄地域の県内避難先は敦賀市東浦体育館、県外避難先は伊丹市伊丹小学校である。県外避難先の兵庫県と福井県では取り決めはできているが、詳細は未定である。2300人を受け入れる住民合意はできているとは考えにくい。福島事故の際には、病院や学校や体育館で受け入れを拒否、または躊躇し、避難途中で多数の方が亡くなった。避難中、伊丹小学校の児童はどうなるのであろうか。避難先には、自家用車は置いて行くことになっている。原告村上道子の義母は持病があるため、避難先でも通院が必要である。徒歩や公共交通機関での通院

は、本人にも家族にもあまりにも負担が大き過ぎる。

7 非常持ち出し品について（2頁）

マニュアルには「非常持ち出し品」＝非常食や傘や防寒具、飲料水などの生活物資やマスク、長袖長ズボンビニールガッパなど放射能から身を守る品々を必要最低限準備するように書いてある。必要最低限とはどのくらいですあろうか。全く具体的な内容が記載されていない。

8 避難マニュアルの非現実性について

以上のとおり、「避難マニュアル」は、非現実的な内容であり、原発事故が起これば、安全な避難などない。

第3. まとめ

以上のとおりであり、根本的な解決のためには、原発自体を廃炉にするしかない。

以上